ハイム学芸に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年3月5日

国立大学法人東京学芸大学長
村　松　泰　子

ハイム学芸に関する取扱要項の一部を改正する要項

ハイム学芸に関する取扱要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い改定する。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （使用料等） 第４条　宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は，次に定めるとおりとする。 （1）宿舎使用料　　36,000円（215号室は，72,000円） （2）駐車場使用料　10,285円 〔省略〕 附　則 この要項は，平成26年4月1日から施行する。	〔省略〕 （使用料等） 第４条　宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は，次に定めるとおりとする。 （1）宿舎使用料　　36,000円（215号室は，72,000円） （2）駐車場使用料　10,000円 〔省略〕